

日本弁護士連合会臨時総会報告
2023年12月8日（金）於・弁護士会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会臨時総会は、2023年12月8日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で本人出席が348名、代理出席が1万179名、会出席が52名の合計1万579名であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は0名であった。

総会は、谷眞人事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

事務連絡をする。本日総会が公開となっていることから、マスメディアの傍聴がある。また、写真撮影の要望が来ている。プライバシーの保護と円滑な進行を図るため、発言者の姿をみだりに撮影しないようマスメディアの方々には御協力をお願いする。

また、今回の総会からインターネット中継で同時配信し、事前に申込みがあった会員において、自らのパソコン等で傍聴できるようにしている。さらに、本日の録画動画は、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

小林元治会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

今日は、12月8日である。12月8日といえば、パールハーバー、真珠湾攻撃で太平洋戦争が始まった、今日は、その日である。今、世界を見ると、ロシアとウクライナの戦争の出口が見えない。今年の10月には、ハマスの攻撃にイスラエルが反撃をして、パレスチナ紛争が激化している。本当に痛ましい状況が続いているわけであり、私どもとしても、この戦争と平和の問題に向き合っていかなければいけない。パレスチナ問題については、先日会長声明を出したが、何か虚しさを感じている毎日である。

さて、先ほど事務総長から紹介があったように、今日から初めてオンラインで自宅あるいは事務所からこの総会が視聴できる状況になった。もともとは、出産や育児、業務が多忙であるなど、いろいろな理由があるかと思うが、そういった方々への便宜としてオンライン視聴を考えたわけであるが、蓋を開けてみると、足が悪くてなかなかここまでは行けないといったシニアの皆様方にこの需要が高く、申込みが来ている。

そのようなことで、このオンライン視聴によって、総会への関心がますます高まることで、日弁連の活性化の一助になればいいと思っているが、この間、鋭意この問題を議論していただいたワーキンググループの皆様方には、改めて感謝をしたいと思っている。

一つ、皆様方をお願いしたいことがある。それは、弁護士の不祥事である。最近、皆さん御承知のとおり、報道で各紙が弁護士の不祥事を取り上げている。業務上の横領、事件放置あるいは弁護士の秘密接見を悪用して外部との連絡を取り合うといった我々の刑事弁護の秘密接見を根底から揺るがすような事件も起きている。

申し上げるまでもないが、弁護士自治というのは、国民・市民から我々に人権と社会正義を実現するという崇高な使命のために、市民と国民によって負託されたとても大事な大事な権能である。この自治の根幹を揺るがそうとしているようなことが足元で起きている。是非、これを再度確認して、自制、自律して、弁護士の自治を守っていく、それが大事ではないかと考える。

そういう意味で、この不祥事は、国民・市民の信頼を危うくする極めて重要な事態であるので、私どもは心してこの問題に当たっていきたい。私ども執行部としても、預り金のカルパ、アメリカであるイオルタといったことも含めて、不祥事の再発防止に向けた対応を担当部署に指示をして、今年度中に一定の方向性を出してほしいとお願いしているところである。

今日、弁護士会会長の皆さんもほとんど参加いただいているので、弁護士会においても、足元での不祥事対策に万全の配慮を是非取っていただきたいとお願いをしたいと思っている。

私の執行部も、昨年4月に就任してもう1年9か月が経った。こうして皆様方と直接顔を合わせてお話をする機会は、これが最後である。昨年度の執行部では、総合法律支援という重要な柱であるその中の民事法律扶助の改革・改善に取り組んだわけである。

離婚に伴う養育費の支援については、利用者負担の軽減を図っていく。償還制の中で利用者負担の軽減を図っていかねばいけないということにも向き合ったわけであり、立て替えた費用については、資力回復困難な要件があるとみなして免除する。そして、代理人の費用については、本部が終結と同時に一括して支払い、養育費の中から毎月取り立てる。これは、各弁護士会から早くやめてほしいという話があったところであるが、これは何とかクリアできそうである。今、法テラス、日弁連、法務省、財務省も巻き込んで細かい詰めをお話させていただいているところであるが、来年4月から実施の見込みとなった。

あわせて、この法律扶助の問題は、今年の3月3日の臨時総会でも償還制から応能負担の給付へ、そして対象事件を増やしながら持続可能性のある法律扶助制度をやっていくためには、民事法律扶助報酬を適正なものにしていかねばいけないといった決議もしていただいた。

そういう意味で旗が立ったわけである。この旗の下で、債務の負担であるということから、償還制では救済できない未成年者、子どもの問題、児童虐待を含めてそもそも当事者に援助ができない方々が一杯いる。償還制から一気に給付に移るということが最高であるが、そう簡単には問屋は卸してくれないわけであり、その中で日弁連は、一つ一つ償還制に穴を開けながら、本当に救済していかねばならないひとり親であるとか、未成年者、子どもといった方々の支援を地道にやっていくための努力を重ねていかねばならない。

あわせて、現在、弁護士会に意見照会をしている民事法律扶助の報酬の改定・改善の課題にも取り組まなければいけない。労力に見合わない報酬基準になっている。これは、消費税が上がったから少し手数料が上がったように見えるが、実質は全く変わっていない。これではいけない。契約のアンケートを見ると、契約をもうしたくない、あるいは契約をしているが、受任はできないという受任控えもどんどん起きている。こういったことはあってはならない。労力に見合う報酬の改善に向けて、我々執行部は、残された期間を、全力を尽くしたいと思っている。

今年は、こういった民事の問題に加えて、IT、オンライン化の時代に向けた問題、えん罪をどう防いでいくかといった課題にも重点的に取り組んできた。当番弁護士の国選化の問題、あるいはオンライン接見の問題、取調べの立会いの問題、そして再審法の改正である。その中で、不合理な国選弁護報酬を変えていかなければならないといった課題もある。そういった課題に、今年の執行部は、全力で取り組んでいるところである。

オンライン接見の問題は、法制審の情報通信技術部会の中では議論されたにもかかわらず、論点から落ちてしまっている状況がある。これは、我々としても看過し難い課題である。弁護士会では、50の弁護士会、6の弁連から、これを何とかしてほしいという意見書が出されている。

これは、弁護士会だけではなく、多くの国民・市民にとっても大変重要な課題である。早期の段階で刑事弁護の方針を打ち立てるためにオンラインで打合せができるということは、極めて重要な課題である。この問題を何とかしなければならない。詳細については、時間もないので語れないが、何とか来年の通常国会に出てくる法案の中身を変えていくために、今、力を尽くさなければならないということで取り組んでいる。

御承知のように、再審法の課題についても、弁護士会では、41の弁護士会、6の弁連から、再審法改正を求める決議も上げていただいた。本当に有り難い。この課題は、我々弁護士会、最高裁、法務省の法曹三者は、再審法の改正に向けて知恵を出すことができないのか。私は、できると確信をしている。

しかし、この問題について、ルールの変更は必要ないと言ってはばからない法曹の一角を占める方々もいる。しかし、この再審法の課題は、えん罪を生み出す温床になる。そういったものを変えていかなければならない。証拠の開示、そして、再審開始決定が出て、長い間、公判に移れないということをやめなければならない。上告の禁止も併せてルール作りが必要であると考えているわけである。

これについては、今水面下でも必死の折衝、そして政党との懇談会等々にもこの議論を浮上させながら議論を進めているわけであるが、もうしばらく時間が掛かるかもしれない。私の在任中に、この改正に向けた道筋を付けていかなければならないと考えている。

本当に多くの皆様方に御協力いただき、この問題を一步でも二歩でも進めながら、再審法改

正の実現に向けて頑張っていかなければならないだろうと思っている。

国選弁護報酬の不合理なところは、一杯ある。昨年度の執行部でも問題になった被害者複数の報酬加算の問題等もある。また、遠距離加算や記録謄写の問題など、幾つかの項目もある。こういったものをまとめて、今法務省、法テラス、財務省も巻き込みながら交渉していかなければならないということで議論を重ねているところである。詳細な報告はできないが、皆様にいい報告ができるように、頑張っていきたい。

旧統一教会の課題について、財産保全策は、衆議院を通過して昨日から参議院の審議が始まった。私どもは、財産の個別保全ではなくて、更に包括的な保全ができれば、これに越したことはない。憲法上の課題もあることも承知はしているわけであるが、そういった課題もある。自公国という与党プラス1の案もそれなりに評価できるところもあると思う。資力に関わらない保全、そして、保全の手續の支援もある。外為法の改正の問題もある。財産目録、重要な不動産の処分については公告を要求し、公告なしに行った処分は無効になる。

様々ないいことは書いてあるが、包括的に保全ができていないという事前の保全は、蓋を開けたらない、財産がない、これでは困るわけであって、今の国会の審議の過程では修正は難しい状況であるが、3年以内にこういった更に一步進んだ財産保全策については検討するという政府答弁、担当者の立法者の提案もあり、与野党一致してこれに賛成をされたということであるので、私たちは、それを踏まえながら被害者の救済に向けて、弁護団とともに頑張っていかなければならないだろうと思っている。

昨年来から、本当に多くの皆様方、全国の弁護士会の皆様方、また全国の弁護士会から弁護団にも入っていただき、350名以上の団員の皆様がこの問題について頑張っている。それを私どもは支援をしていかなければならないと思う。皆様方においても、この弁護団の活動を弁護士会でも是非御支援いただいて、また、自らも弁護団に入っていていただいて、活動いただければ有り難いと思う次第である。

最後に、谷間世代の救済の問題である。谷間費用本部の皆様方、何度も何度も院内集会、そして、ブルーのTシャツを着たビギナーズネットの皆様方が国会の前、議員会館の前、そして全国各地で市民リレー集会等もやっていただき、谷間世代の救済を放置してはならないということで活動を継続していただいている。

今、谷間世代の皆さんは弁護士の数だけでいったら8900人、裁判官、検事も入れると1万1000人で、全法曹の約25%は谷間世代である。この谷間世代の若い人たちを見捨てて、司法の未来、法曹の未来はないわけである。

日弁連は、こういう人たちの思いを酌み取りながら、共に司法を担う法曹が活躍できる、生き生きと活躍できる、見捨てられた世代を作らないという強い思いで政府、関係当局に訴えていかなければならない。幸い、今年の6月には、政府の骨太の方針に法曹人材の確保と安全・安心な社会を築いていくための人的・物的な基盤を整備するという条項が入り、谷間世代を中

心とした、あるいはこれから法曹になろうとする若い方々といった方に対する支援をどうやっていくのかを今、法務省も巻き込みながら、具体的な制度設計を考えているところであり、そのための調査費も付いて、今どういう具体的な制度にしていくことが望ましいかといった議論も開始しているところである。

これについても、今日若い方がたくさんいるわけではなく、ほぼ私の同世代かやや若い方ぐらいかもしれないが、本当に20代、30代といった若い方々が、この日本社会で法曹として頑張っただけの社会を作っていくことが大事だと思う。皆様方にも谷間世代を中心とする若手法曹の育成と活性化に向けた御尽力を是非賜りたいということを申し上げて、冒頭会長としての挨拶にさせていただきます。

それでは、ただ今から日本弁護士連合会臨時総会を開催する。開会に当たり、定足数の充足を確認させていただく。会則40条の3によれば、総会は、代理人によって議決権を行使する者を含め、5000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができないとされている。12時20分現在、既に本人出席196名、代理出席6104名、会出席36名、合計して6336名が受付を済ませているので、定足数を満たしていると認め、開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、小林会長が選任方法について議場に諮ったところ、永塚弘毅会員（第一東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、小林会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、小林会長は、議長として和田光弘会員（新潟県）、副議長として湊信明会員（東京）及び小門史子会員（旭川）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

副議長は、議事に入る前に、次のとおり発言や採決に際しての注意事項等を説明した。

湊副議長 「本日の総会は、クレオ以外にも2階ロビーを議場とし、クレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオが一杯になった時点で、2階ロビーを議場として拡張し、副議長が管理する。

なお、2階ロビーの議場の様子は、モニターで確認できる体制を採っている。なお、クレオは、換気のため議場閉鎖時でも扉は開けたままにするので、事務局の案内に注意されたい。議場閉鎖中は、扉が開いていても議場への出入りはできない。

議場において発言される際の注意事項であるが、発言しようとする会員は、まず挙手して「議

長」と呼んでされたい。許可を受けずに発言することはできない。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言されたい。発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用されたい。以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要であるので、是非守られたい。

また、2階ロビーで出席する会員の発言については、クレオのマイクで発言いただくこととする。発言権を確保するため、2階ロビーで出席する会員が発言を希望する場合は、発言に備えて2階クレオ内までお越しになられたい。クレオ内に発言者用の待機席を用意しているので、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。席数の関係で、発言後は2階ロビーの議場に戻られたい。受付及び議場内の職員において、質問・意見用紙を用意しているので、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入し、場内の職員に渡されたい。

次に、あらかじめ代理人を選任していながら、本日出席された方に申し上げる。自ら議決権を行使される場合は、代理人から御自分に議決権を戻してもらう必要があるので、受付に申し出られたい。なお、出席者票を持たないまま挙手をされても、カウントはされないので注意されたい。

次に、採決の際の議決権の行使についてであるが、採決に際しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、また繰り返しになるが、出席者票を掲げないで挙手された場合には、いずれもカウントされないので、注意されたい。

なお、都合があり途中でお帰りになる場合には、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付に戻されたい。

次に、賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって、賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合には、各議案の採決となる前に、あらかじめ受付において手続を受けられたい。前もって願います。

なお、外国法事務弁護士は、本臨時総会の議案については、議決権がないので、念のため申し上げておく。そして、総会の議事は、会則54条1項により公開されている。傍聴席を設けたので、傍聴者の方は、その傍聴席で傍聴願う。また、傍聴の方は、発言することができない。

また、本日の総会は、インターネット中継で同時配信し、事前に申込みのあった会員において傍聴できるようにしている。冒頭で御案内したとおり、クレオ以外の議場と中継するが、万一中継が途絶した場合は、復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するので、議長の指示に従われたい。また、傍聴のために事前に申込みのあった会員に配信しているインターネット中継については、仮に途絶した場合でも、議事を進行するので、あらかじめ御了承されたい。

なお、本総会の録画データは、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議事規程第5条に基づき、小林会長から議案が提出された。

森川文人会員（第二東京） 「議長、先ほどの会長の御挨拶について一つ重要な意見を述べたい。」

議長 「会長の挨拶については、また議案と関連するのであれば、そのときに取り上げる。」

森川文人会員（第二東京） 「今述べられたことなので、今お話しさせていただいたほうが。」

議長 「簡潔にお願いします。」

森川文人会員（第二東京） 「先ほど会長が御挨拶でも触れられたが、11月29日になり、ガザ情勢について、会長は、停戦を求める旨の会長声明を出されている。重要だからこそだと思ふ。世界で戦争が起こり、日本の政府も戦争の準備を急ピッチに進める今、弁護士会として時代の岐路に立っていると思う。ここで会員間での議論を活性化するために、短く意見を述べさせていただく。

会長声明では、ハマスなどパレスチナ武装勢力とイスラエル双方を対象として非難し、停戦を呼びかける、このような内容になっている。まず、これ自体が間違っていると指摘せざるを得ない。これは、イスラエルに加担するアメリカ、日本、ヨーロッパなどの帝国主義の政府の立場に立つもので、世界の民衆の立場に立つものではない。在野の弁護士会の立場に立っていない。

現在起こっているのは、イスラエルによる一方的な大虐殺、ジェノサイドであって、ネタニヤフ・イスラエル政権のガザの病院まで破壊する攻撃を民衆の力でやめさせることが、私たちの喫緊の課題だと思う。ガザでの死者は、2か月で1万7000人を超えている。そのうち半数近くは子どもたちである。一方的な殺人である。

このようなものが自衛戦争の名で、許されるなどということはありません。そもそもハマスらによる10・7蜂起は、卑劣なテロなどではない。中東支配をめぐる資本主義的利害から1948年に勝手に建国された侵略国家イスラエル、そしてその後も天井なき牢獄として虐殺、弾圧され続けてきたパレスチナ人民の積もりに積もった歴史を背景にした民族解放闘争であって、今現在行われているのは、イスラエルによる一方的な民族浄化のジェノサイドである。

私たちは、これを眺めているわけにはいかない。沈黙は、罪である。しかし、双方に停戦を求めるということは欺瞞であって、ガザでのイスラエルの虐殺を弾劾しなければならない。

会長は、紛争当事国には、常に国際人権法及び国際人権法の規則を遵守することが求められるなどと声明では言われているが、そもそも戦争を前提とした国際法などというものが欺瞞で

あり、動員される大衆の命をないがしろにするものであり、帝国主義先にありきであり、間違っている。

いずれにせよ、ウクライナの開戦以来、国連も大国の利害と思惑に支配されているのであって、全く無力であることが判明した。日本政府も、イスラエルの非難決議は、棄権などして避け、大虐殺を許容し援助している。何が人権だ、何が民主主義だ、何が国際法だ、そんなの建前じゃないかというのが、世界の虐殺に対して戦う民衆の感覚である。

私たち民衆の望みとは反対のこと、つまり軍事費を2倍か43兆円にし、南西諸島にミサイルを配備し、武器輸出拡大、軍事工場国有化などを推進し、戦争を準備している日本政府に侵略の呼びかけを期待すること自体間違っている。」

議長 「そろそろ簡潔におまとめいただきたい。」

森川文人会員（第二東京） 「戦争の時代、政府と動員される民衆側は、非和解的に対立することが明白になる。私たち日本の弁護士会がすべきは、イスラエル側に立つ日本政府、岸田政権を弾劾することである。戦争政策の自国政府を打倒せよ、これを民衆に呼び掛けること、これが、戦後、自治権を獲得した日弁連が行うべきことである。」

議長 「今の話は、会長の挨拶に対する意見として出たので、それで特別に出したわけであるが、簡潔に願います。」

高山俊吉会員（東京） 「会長は、先ほどの挨拶を20分ほどなさったが、その中で、11月29日に出した会長声明に関してコメントをされた。皆さん聞いておられるが、虚しい、こうおっしゃった。虚しい。虚しいはずである。中身がないのだから。中身をきちんと語らなかったと、そのことについては、今森川さんが指摘をされた。そのとおりである。

一体、この戦争は何なんだ。毎日毎日、新聞やテレビで私たちは見せられていて、誰が責任を負うのだということをどれだけみんな考えているか。本当のことが指摘されていないなということを多くの会員は感じているはずだ。みんな声を上げなければならない。声を上げていない。会長は、一体今声明を出すことについて、正副会長の会議か、あるいは理事会でどれだけ議論をされたか。会長自身がどれだけこの内容を御理解なさっているか。

一方当事者を非難するだけではいけないという理屈だけで、両者を問題にしたのだったら、それは不見識だ。分かっているこのことを言ったとするならば、それは極めて重大な意図的な行為だ。どちらも私たち弁護士として許されることではない。

侵略戦争について、戦争は最大の人権侵害だとよく会長は言われる。正確に言おう、侵略戦争は、最大の人権侵害である。侵略戦争をしているのはイスラエルであって、そのことを無視

してはいけない。この国でも多くの人々が立ち上がっている。弁護士も参加して、東京では、つい最近11月19日、会長が声明を発する10日前に、東京で2800人が集まる集会を持った。弁護士も東京から参加しただけではなく、各地から参加されている。

この状況を一体会長はどう見るのか。どれだけ議論して、こういう議論をしたのか。端的に言って、これは、岸田首相が11月8日に発言をした、どちらもやめろと言ったと、あれとどこが違うか。問題の解決にどこにもなっていない。虚しさを感じるのは、当然である。

この声明は、直ちに撤回せよ。本当に戦争に反対するならば、誰が下手人なのか、強盗殺人の犯人と強盗殺人の被害者が共に声を上げるのをやめろというのか。

このことについて、皆さんがしっかりと踏まえられた、そういう姿勢で日弁連の執行部を見てほしい。そのことを私はお願いしたいと思う。」

議長は、議事録署名者として、山下紫会員（東京）、北村聡子会員（第一東京）及び高山烈会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

議長 「発言時間は、質疑については2分、討論については3分をお願いしたい。

それから、議案の朗読については、全て省略をさせていただきたいと思うが、よろしいか。では、省略する。

執行部にお尋ねするが、議案の取扱いなど審議方法について、何か御意見があるか。」

議案の取扱いについて、小林会長から、第1号議案から第3号議案までは、関連する部分がある議案であるため、第1号議案から第3号議案までをまとめて上程して審議されたい旨の提案がなされ、議長は、第1号議案から第3号議案までについて質疑及び討論を一括して行うこととし、採決は、議案ごとに各別に行うこととした。

[第1号議案] 少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正・令和五年三月三日改正）中一部改正の件

[第2号議案] 少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）中一部改正の件

[第3号議案] 令和6年度（少年・刑事財政基金会計）暫定予算補正予算議決の件

議長は、第1号議案「少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件（平成二十年十二月五日臨時総会決議・平成二十三年二月九日改正・平成二十五年十二月六日改正・平成二十九年三月三日改正・令和元年十二月六日改正・令和三年十二月三日改正・令和五年三月三日改正）中一部改正の件」、第2号議案「少年・刑事財政基金に関する規程（会規第八十六号）中一部改正の件」及び第3号議案「令和6年度（少年・刑事財政基金会計）暫定予算補正予算議決の件」を一括して議題に供した。

菰田優副会長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

第1号、第2号及び第3号議案について、提案の趣旨説明をする。本議案は、国選弁護制度及び国選付添人制度の更なる拡充のため、現在の国選弁護人及び国選付添人の報酬基準では、十分に賄われていない国選弁護人等の活動や刑事弁護活動を支援する費用として、少年・刑事財政基金から支出する援助内容を創設することを提案するものである。

創設に当たり、議案としては、3本御審議願う。第1号議案は、少年・刑事財政基金のための特別会費徴収の件の一部改正、第2号議案は、少年・刑事財政基金に関する規程の一部改正である。第1号及び第2号議案の対象となる決議及び規程は、これまで当番弁護士制度、刑事被疑者弁護援助事業、少年保護事件付添援助事業の実施に伴う各弁護士会や会員の活動を支援することを目的としているが、その対象範囲を国選弁護及び国選付添事件に拡大する改正を行う。

第3号議案は、支出元となる少年・刑事財政基金の2024年度暫定予算の補正を求めるものである。本援助制度は、2024年4月1日から施行を予定している。2023年度の定期総会で2024年4月以降の暫定予算を承認いただいたが、2024年度の予算が承認されるまでの間、暫定予算を補正することで本援助制度の支出が可能となるようにするものである。

少年・刑事財政基金は、逮捕段階から身体拘束を受けている全ての被疑者に対する公的弁護制度及び全ての身体拘束事件を対象とした国選付添人制度の実現を目指して設置された。各弁護士会及び個々の会員における精力的な取組により、被疑者国選弁護制度や国選付添人制度が拡充され、身体拘束された被疑者や少年に対し、弁護人や付添人による援助を行う仕組みは一定程度作られてきたが、現在でも、日本の刑事司法制度は、世界から大きく遅れていることが指摘されている。

当連合会も、更なる刑事司法改革の取組として、被疑者国選弁護制度の逮捕段階への拡大、取調べの可視化の対象事件の拡大、取調べへの弁護人立会い、罪に問われた障がい者等の刑事弁護の充実等の実現を目指している。

一方、現在の会員の7割を超える約3万1000人が、国選弁護人契約をしており、多数の会員が刑事弁護に取り組んでいるところ、国選弁護人等の報酬額は、十分なものとは言えず、

かつ、支出項目も限定されている。

国選弁護人等の活動に対するその他の費用も、本来は国費によって賄われるべきものであるが、こちらも十分とは言えない現状を踏まえ、刑事弁護に日々取り組む会員を支援し、将来の国費化に向けての道筋を作っていくことを目指すため、今般の提案に至ったものである。

なお、拡充項目は、国選弁護本部を中心に、国選弁護費用に関する会員アンケート等に基づき検討を重ねて選定されたものである。具体的な制度の内容及び改正手続について、議案書の参考資料6、38ページから40ページのポンチ絵のようなものに沿って説明する。

なお、この後、少年・刑事財政基金に関する規程を「規程」、少年・刑事財政基金の支出に関する規則、これは参考資料の3、議案書の15ページであるが、これを「規則」と略称する。

まず、①の国選弁護事件及び国選付添事件の記録謄写に関する費用、②国選弁護事件の当事者鑑定に関する費用、③取調べの立会い等に関する費用、④勾留阻止に関する費用、また、⑤当番弁護士等の接見等に伴う遠距離加算費用、⑥少年保護事件付添援助事業に係る観護措置からの解放活動に関する費用、⑦少年保護事件付添援助事業に係る複数受任要件の修正が、今回の提案の全容となっている。

このうち①から④の費用は、規程の改正を伴うので、本総会での審議事項となる。本総会で御承認いただいた後、理事会において規則を改正し、①から④に対応する内容のほか、⑤の当番弁護士の遠距離加算費用、⑥少年保護事件付添援助事業の観護措置からの解放に関する費用と併せて整備する。

また、⑦少年保護事件付添援助事業に係る複数受任要件の修正については、理事会にて本援助事業実施要綱を改正し、さらに、会員の皆様が利用される日弁連委託援助業務利用の手引きの改訂も予定している。

①から⑤については、当連合会から弁護士会に対する援助制度である。弁護士会において、会員に援助を行った場合に、当連合会から弁護士会に補助金として費用を支払う。⑥⑦の少年保護事件付添援助事業に関する改正等については、当連合会が法テラスに委託している委託援助事業のスキームでの支払となり、法テラスから会員に直接支払われる。

①の記録謄写に関する費用は、国選弁護事件の被告人段階及び国選付添事件において、法テラスの費用の支給がない謄写費用のうち50%を援助するものである。法テラスの国選弁護人の事務に関する契約約款別紙算定基準では、謄写費用の全額が支給対象となる事件以外の200枚以下は、弁護人が費用を負担するものとされている。

2017年に実施した会員アンケートでも不満に思う項目として挙げられており、援助することとした。単価は1枚当たり20円としている。本総会での審議対象、改正内容は、規程の第6条第1項第4号ホであり、新たに援助対象として追加する。援助の具体的内容は、規則第2条の7第2号で定める予定である。

②の当事者鑑定に関する費用は、国選弁護事件について、国選弁護人が専門家に依頼して行

う当事者鑑定を被疑者又は被告人一人につき審級を通じて30万円を上限として援助する。

被疑者及び被告人の無実を立証するため又は情状に利用するため、医師や研究者等の専門家による鑑定を依頼することは、極めて重要な弁護活動であるが、この費用は、法テラスから支給されないため援助するものである。対象となる鑑定は、精神鑑定、情状鑑定、法医学鑑定、工学鑑定、DNA鑑定、筆跡鑑定及び検察官立証に対する反証としての再鑑定等としている。

また、要件は、イとして犯人性、事件性及び責任能力の有無、その他公訴事実に関連した争点の立証のために当事者鑑定が必要であると認められる事件、ロとしては、被疑者及び被告人の情状又は量刑に影響を及ぼす情状関連事実の立証のために、当事者鑑定が必要であると認められる事件としている。

本総会での審議対象である改正内容は、規程の第6条第1項第4号へであり、新たに援助対象として追加する。援助の具体的内容は、規則第2条の7第2号で定める予定である。

③取調べの立会いに関する費用は、刑事被疑者弁護援助事業を利用した事件、被疑者国選事件、被告人国選事件について、取調べの立会いを申し入れること、取調べに現実に立ち会うこと、立会いの申入れを拒否されたら被疑者に助言できるよう待機すること、準立会いと呼んでいるが、これらについて費用を援助する。

被疑者及び被告人は、捜査機関による取調べにおいては、圧倒的に弱者である。個人の尊厳を守り、供述の強要、ひいてはえん罪を防止するためには、黙秘権、これは、憲法38条に認められているものであるが、この実質的な保障、すなわち捜査機関の圧力に屈することなく自由に黙秘権を行使できる状況を確保することが必要である。

その一環として弁護人の取調べへの立会いを奨励し、取調べに弁護人が立ち会う実務を定着させるため、立会い等に関する費用を援助する。

本総会での審議対象である改正内容は、規程第6条第1項第4号トであり、新たに援助対象として追加する。援助の具体的内容は、規則第2条の7第3号で定める予定である。

④勾留阻止に関する費用は、逮捕段階の被疑者弁護援助事業を利用した事件で、検察官又は裁判官に対し、意見書を提出することで勾留がなされなかったものに対して、1件5万円を援助する。

刑事弁護活動における身体拘束からの解放活動の重要性は言うまでもなく、多くの弁護人が積極的に活動している。代表的な活動に挙げられる、検察官又は裁判官に対する意見書を提出したことを要件に援助する。この意見書は、定型的ないかなる事件でも使えるような意見書ではなく、個別の事案に即した内容が記載されている意見書を想定している。

本総会での審議対象である改正内容は、規程第6条第1項第3号イ及び同第6項である。刑事被疑者援助事業を対象としているので、もともと第3号に根拠規定があったところ、弁護士会から当連合会への申請手続を円滑に行うために具体的な規定として載せるということで改正

するものである。援助の具体的な内容は、規則第2条の8で定める予定である。

⑤当番弁護士等の接見等に伴う遠距離加算費用の援助は、当番弁護士等で出動した場合に法律事務所を管轄する簡易裁判所から目的地の警察署等までの最も合理的な経路の距離に応じて費用を援助する。

当番弁護士等の遠距離接見については、距離、交通手段、気候等様々な面で会員及び弁護士会に御負担が生じているが、弁護士会が負担している遠距離加算費用を援助するものである。片道25キロメートル以上について4000円、以後25キロメートルごとに100キロメートルまで4000円ずつ加算する。また、船舶又は飛行機の利用が不可欠の場合は、別途加えて4000円を援助する。

なお、最も合理的な経路とは、自動車での移動など弁護士会の実情に応じて判断されることを想定している。これらは、規程の改正は不要で、根拠条文としては、既にある規程第6条第4号イで、規則第2条の5を新設することで対応する。

⑥少年保護事件付添援助事業に係る観護措置からの解放活動に関する費用は、少年保護事件付添援助事業を利用した事件で、観護措置決定がなされなかった、又は観護措置が取り消された場合に、1事件につき5万円を支給する。観護措置からの解放は、事案にもよるが、少年の更生を図る上でも重要であるが、付添人にとっては、短時間で活動することが求められ、負担が大きいため援助するものである。こちらも規程の改正は不要で、規則第2条の2第5項を新設することで対応する予定である。

⑦少年保護事件付添援助事業に係る複数受任要件の修正については、国選付添人が既に選任されている場合、2人目として同援助事業を利用していただ複数受任が認められるよう、各種要綱等を整備するものである。複数受任の要件を言えば緩和するものであるが、現行と同様に1事件当たり10万2300円が基準報酬となる。

少年保護事件では、短期間で様々な活動をするのが付添人に求められており、特にポンチ絵のaからeに掲げられているような事案において、一人目は国選付添人であることを維持したまま、二人目については、少年保護事件付添援助事業を利用できるよう改正するものである。

こちらも規程の改正は不要で、法律援助事業実施要綱の改正、これは理事会によるが、それのほか、会員用のマニュアルである日弁連委託援助業務利用の手引きを改訂することで対応する。

最後に、本基金の支出状況及び支出見込みについて説明する。本基金の収入は、主に特別会費に基づいており、2021年12月3日開催の臨時総会において、特別会費の徴収期間を2025年6月まで延長し、徴収額は2022年4月から月額1300円とすることが決議された。あわせて、当番弁護士日当の増額や支給要件の緩和、刑事被疑者弁護援助事業等の報酬の増加を実施した。

2022年度決算では、収入が6億4076万2440円、支出が5億8090万7667

円で、次年度繰越金は24億1127万7662円となった。これは、参考資料7、議案書の41ページを見ていただければと思う。

本援助制度については、2024年度、2025年度は、弁護士会の規則整備の状況等も踏まえ、傾斜的に支出されると想定している。既に説明したように、これは基本的には①から⑤までは、弁護士会が会員に対して補助したのものについて援助するもので、各弁護士会での規程の整備というのが必須になる。

そのため、実際には主だった援助項目は、2026年度を目途に全国の弁護士会で実施していただけるのではないかと想定している。各項目の年度当たりの最大支出金額は、次のとおりである。2026年度以降になるが、①記録謄写に関する費用は9914万円、②当事者鑑定に関する費用は4000万円。これは2028年度以降になるが、③取調べの立会い等に関する費用は1980万円。④勾留阻止に関する費用は4125万円、⑤当番弁護士等の接見等に伴う遠距離加算費用は2000万円、⑥少年保護事件付添援助事業に係る観護措置からの解放活動に関する費用は600万円、⑦少年保護事件付添援助事業に係る複数受任要件の修正は511万5000円として、総額では年間2億3130万5000円と想定している。

なお、各項目の予算の積算方法については、提案理由の第4及び第5、これは議案書の7ページ以下と11ページ以下になるが、そこに詳しく記載したので、時間の関係もあり、そちらを御参照いただきたい。

あわせて、既存の刑事被疑者弁護援助事業、少年保護事件付添援助事業、当番弁護士制度に係る補助金についても、2021年12月3日臨時総会で示した支出予測から若干変更した。

2021年度臨時総会では、刑事被疑者弁護援助事業及び当番弁護士制度の件数は、毎年前年度比5%増とし、少年保護事件付添援助事業の件数は、2020年度実績件数と同数が続くものとしてシミュレーションを作成していたが、昨今の刑事事件数等を踏まえ刑事被疑者弁護援助事業及び当番弁護士制度については、直近、2023年7月又は8月までの平均実績件数に基づき、前年度比2.5%増、少年保護事件付添援助事業については、前年度比1%増で推移するものとした。特別会費については、その会費の額及び徴収期限について、おおよそ3年ごとに見直しを図られ、総会にて御審議いただいている。

今回のシミュレーション作成に当たっては、現在の特別会費1300円の徴収を維持する前提としており、今後10年ほどは繰越金を活用しながら既存の援助制度に加え、今回の援助制度も運用が可能と見込んでいる。

もちろん、今後当連合会の求める国費化が実現する援助項目や刑事事件記録謄写のIT化など予算が減少する援助項目が発生する可能性もある。国費化の情勢や基金の支出状況に応じて、特別会費の金額及び徴収期限、援助内容について、執行部において検討し、会員の皆様にお諮りするものと考えている。

改めて、国選弁護事件、国選付添事件、刑事弁護に日々取り組む会員を支援し、将来の国費

化に向けての道筋を作っていくため本議案について承認いただくようお願いする。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

川村百合会員（東京） 「第1号議案及び第2号議案に関連して2点質問させていただく。
1点目は、今日の総会で議案が可決された後に予定されている規則の改正に関してである。参考資料3に付いている規則の第2条の2、5項に加算事由として観護措置が取り消された場合に1件5万円の支出をするという規定がある。これ自体はよろしいのであるが、この解説として参考資料5に付いている第7の2の最後のほうに、観護措置が取り消された後は家庭裁判所が云々で、少年法第17条の2に基づく異議の申立てを受け観護措置を取り消した場合を言うという解説がされているが、実は東京三会では従前から少年保護事件付添援助制度に関して日弁連から支払われる報酬に上乘せ基準とか横出し基準とかを作っていて、その上乘せ基準の中でこれに近い規定があるが、そこでは観護措置決定に対する異議申立てが通った場合に上乘せ報酬を払うだけではなくて、職権で観護措置決定を取り消してもらうためのいわゆる職権発動を促す観護措置取消しの上申をした結果、観護措置決定が取り消された場合にも報酬を払うということにしている。

それと日弁連の今の基準と齟齬があるが、ここを異議申立てに限る理由はないように思う。なぜなら、実務上は異議申立てが通って取消しがされるということは極めてまれで、現実には職権発動を促した結果、観護措置が取り消されるということが多。この点、この解説をちょっと変えていただいて、異議申立ての結果、取消しがされた場合も報酬が支払われるような運用にしていただけないかどうかというのが1点目の質問である。

2点目であるが、今回いろいろ援助基準が潤沢になるということは望ましいことだと思っ賛成であるが、先程申し上げた東京三会では、いろいろな上乘せとか横出しをやっているが、今回の改正によって日弁連から弁護士会に補助金が支払われるというものと、法テラスに委託するというものが区別されていて、従前以上にかなりお金の流れが複雑になっているかと思う。参考資料の5の第7の1の(3)のご説明によると、少年保護事件の先ほど申し上げた観護措置取消しの加算については、今後法テラスと日弁連との間の委託要綱の改正が想定されているようである。

この点、東京三会は従前、いわゆる独自の横出し報酬とか上乘せ報酬は、法テラスに委託していなくて、東京三弁護士会で独自に援助事務センターというのを作って事務手続をやっていたが、先ほどの日弁連の改正の結果、今まで独自にやっていたものの一部が日弁連からお金が出るということになって、その日弁連は法テラスに委託することが想定されており、そうすると日弁連が法テラスに委託しているものと三弁護士会が独自にやらなければいけないものが、従前以上に区別が出てきてしまい、この機会に、もし東京三弁護士会も上乘せ報酬の支払い業

務等を法テラスに委託するという事を考えた場合、日弁連は従前より、全国の弁護士会の中ではかなりの数の弁護士会がいわゆる上乘せ基準を作っていて、それは日弁連から一括して法テラスに委託してやっているというふうに承知しているが、いろいろな歴史的経過があって、東京三会だけはその仲間に入っていないが、今後その仲間に入れていただくということは、日弁連的にはあり得ることなのかどうかを御質問したいと思う。」

菰田副会長 「一つ目の質問、職権発動に基づく観護措置の取消し、これも加算事由の中に含まれるということで結構だと思う。解説は、現段階、ある程度分かりやすくというつもりで書いたものであるが、御指摘に従ってなお分かりやすく、また、正確に書くように改訂したいと思っている。

それから、2番目の質問の加算報酬の支払であるが、これも東京三会が法テラスに委託していただければ、少年の関係についても、この上乘せも委託の中に含まれるということで一括して処理していただけるようになるものと思うので、整備をお願いしたい。」

及川智志会員（千葉県） 「今回の総会、日弁連の会員に個別にオンラインで配信される初めての総会ということで、1号、2号、3号について、議案から少し離れるが、少し広い観点から質問させていただきたい。

国選弁護については、報酬が安すぎる、実費についても出るべきものが出ないという不満が会員間に渦巻いている。この改善のために国選弁護本部と執行部の皆様が努力をされていることについては、敬意を表す。しかし、なかなか改善されない。改善されないからこそ、今回、私たちの会費から費用を出していくということであるが、本来は国がお金を出すべきとのことである。

そこで、質問する。なぜ改善されないのか。せっきくの会員個別に配信される総会であるので、多くの会員が分かるように、詳しくかみ砕いて御説明いただければと思う。」

菰田副会長 「提案の理由の中では、説明しにくいところを質問していただいて有り難い。なぜ改善されないかということであるが、御存じのとおり、国選弁護の報酬の適正化のための取組については、日弁連の国選弁護本部において、国選弁護報酬及び費用の改善については、不合理的案を含めて、日本司法支援センター、法務省等との協議をかねてから継続している。

しかしながら、これかなり煮詰まってきたと思うが、なかなかうまくいかない。これは、一朝一夕に実現されるものでないために、日弁連及び各弁護士会が主体となって国選弁護にかかる当面の活動を支援していくこと及び立法事実としての実績の積み上げが重要な要素となっていると考えている。これまでに何度か国選弁護費用が改善されたが、弁護士が事件に要した労力や時間等を踏まえて、日弁連から法テラス、また法務省に要望して実現してきたものもあ

る。この間は、主に不合理な事案についての報酬改善を求めて実現した内容もある。

総合法律支援法49条で法テラスの約款改正については、法務大臣と財務大臣の協議が必要とされている。このため、実際にも日弁連から法テラスの報酬改善を申し入れ、法テラスから法務省に報酬改善を申し入れ、法務省から財務省に予算を含め改善を求めているというような連鎖があり、実際にこのような交渉の中で支給されなかった項目の改善がなされてきた経緯もある。このような経緯を踏まえて、更に交渉を進めているというところで順次交渉が進んでいく中で、なかなかうまくいかない。

とはいえ、基礎報酬の抜本的改善というのも最大目標としているので、今後は国選弁護本部を中心として、これも検討していく予定である。法テラス、法務省との協議が一番の課題ではあるが、その先にある財務省も視野に入れて、交渉できる実績を作っていきたいと考えているので、御理解いただければと思う。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

下井良基会員（三重） 「本議案に賛成の立場から発言する。私は、三重の地方弁護士会において、刑事弁護委員会の副委員長を務め、また、若手の国選契約弁護士として日々多くの国選事件を取り扱っている。本支援制度の有効性と必要性について、地方の実態を踏まえながらお話申し上げる。

まず、今回の支援制度のうち、謄写費用支援についてである。三重では、これと同様の支援制度が既にある。すなわち、法テラスから支給されない分の謄写料の50%が補填されるものである。当制度については、私も1年目から活用しているが、特に若手弁護士としては大変有り難いものとなっている。

次に、遠距離接見加算及び勾留阻止援助についてである。私の経験としては、当番接見をした当日中に意見書を起案、提出し、勾留阻止を実現した事案がある。また、勾留後であるが、遠距離接見をしたケースで、当日中に準抗告申立てまでして釈放を勝ち取ったこともある。いずれも移動や起案等でほぼ一日仕事になり、大変であった。もっとも、今回の遠距離接見や勾留阻止に対する支援が成れば、このような負担はケアされることになる。ひいては、早期身体拘束解放ないしその弁護活動の促進につながるものと考えられる。このような私自身の経験からも今回の支援制度の有効性は強く感じられる。

次に、必要性に関して地方の実情を踏まえてお話申し上げる。当地方では、最近担い手不足、国選離れの問題が深刻化している。特に、もともと人手が少ない支部の地域において、その地域で人員を賄いきれなくなり、本庁等から応援をしてカバーしようとするも、遠距離移動の負担から敬遠されるというような形で、担い手不足の問題に悩まされているという実情がある。

具体的に申し上げますと、三重では、津の本庁と伊賀又は伊勢の地域まで距離にして片道50

キロメートルを超え、自動車で1時間強の時間を要するほか、最南端の尾鷲、熊野の地域に至っては、距離にして片道100キロメートルを超え、自動車で2時間弱の移動を要する。また、国選弁護の実働人員について見れば、伊賀又は伊勢の地域では5人前後、さらに尾鷲又は熊野の地域では2人のみという状況になっている。

このような担い手不足、国選離れの問題については、三重に限ったものではなく、全国の各地方で同様の問題を抱えているものと思う。そして、その根本原因は、現在の国選報酬が不十分なことにありと考えられる。ただでさえ低いとされる報酬の問題に加え、必要な弁護活動を行おうとすれば無償、更に持ち出しになるという現状では割に合わない、やっつけられないと考えるようになるのはやむを得ないことである。

今回の日弁連の支援制度は、国費により十分に賄われていない国選弁護人等の活動費用について支援するものとなる。このような日弁連からの費用支援は、実際に国選事件を多く担当している一弁護士の実感として大変有り難いものと感じられる。また、地方会としては、先に述べた担い手不足、国選離れの問題を改善する有効な対応策となると期待されることになる。以上の理由から本議案に賛成する次第である。」

林順敬会員（札幌） 「私は、取調べの立会いに対する費用の援助、主にその制度について、賛成の答弁をさせていただく。

取調べにおいて、被疑者が自由に黙秘権を行使できる、そういう状況を作るために、取調べに弁護士が立ち会い、それを奨励する、そういう制度を作る、その目的は強く賛成する。当番弁護士制度が九州から広まったように、取調べの立会いについては、北海道から広めていきたい。そういう思いで令和3年12月、札幌弁護士会では全国に先駆けて取調べに立ち会った弁護士に費用を援助する、そういう制度を創設した。

それから2年、やっと日弁連が札幌に追いついてくれた。これまでの2年間の実績を少し紹介させていただく。令和3年12月にこの制度ができたので、令和3年度は12月から翌年3月、この4か月間で援助の申請があった件数は6件、令和4年度は13件、令和5年度については9月末までの上半期の件数であるが、7件あった。この約2年間の間、立ち会って費用の援助をした弁護士は、合計26人、これは、1事件について複数回立ち会った場合にも1件とカウントしている。

ただ、札幌では、一度も身体拘束を受けていない在宅被疑者に対して立ち会った場合についても、援助の対象としているので、先ほどの26件のうち、7件は釈放後の在宅捜査中の被疑者に対する立会いであるが、残り19件は純粋な私選弁護士が一度も身体拘束を受けていない被疑者の取調べに立ち会った、そういうケースになっている。

私も経験上、一度も身体拘束を受けていない被疑者の取調べに立ち会って、捜査機関のストーリーに従った調書を作成することを阻止した、そういう経験がある。この今回の制度について

ては賛成であるが、今後に向けた要望として、一度も身体拘束を受けていない被疑者に対しても、この援助の対象としていただきたい、そう考えている。

先日、札幌弁護士会の理事者として交流をしている韓国のキョンギ北部弁護士会というところに行った。その際に、警察署を見学させていただいたのだが、その韓国の警察署の取調室を見せていただいたときに、ここで弁護人は立ち会えるかと聞いたら、当然のように、できると答えた。私が警察署に行って立ち合わせてくれと言っても、当然のように、できない、そんなのできないに決まっていると、そう言われる。

また、海外の法曹関係者が日本に訪れて検察庁の取調室を見学したときに、弁護人の席はどこだと、そういう質問があった、そういうようなことも聞いている。日本の刑事司法は、国際的な水準には全く達していない。酔っ払いが喧嘩したら逮捕される。黙秘すれば、勾留が延長される。共犯者がいれば、接見禁止が付く。日本の刑事司法は、今なお絶望的と言わざるを得ない。

ただ、立会い援助も含む今回の支援制度については、その絶望の中に少し光が見えるような、そういう制度だと私は考えている。ただ、札幌会からも意見を出させていただいているが、特に北海道のような広い地域に関しては、当番接見に向けた遠距離接見の費用など不十分な部分が多々ある。これについては、財源の問題もあると思うので、今後に期待するという意味を込めて賛成答弁とさせていただきたいと思う。」

岩崎淳司会員（高知） 「本議案に賛成の立場から、お願い含みの意見を一つ述べさせていただく。取調べ立会い弁護活動の援助についての部分である。その対象については、議案書の28ページの2段落目に、対象として処分保留により釈放された後の在宅事件の被疑者取調べを想定している、この場合、国選弁護人は解任されることになるから、引き続き弁護人になるためには、別途私選弁護人として選任を受けるほかはない、そのとおりだと思う。

前のページに戻ると、四角で囲ってある改正案の上から5行目、釈放後に、新たに私選弁護報酬を受けずに同一事件の私選弁護人に選任されたもの、とある。勾留期間の満期に処分保留で釈放されて、それで被疑者国選が終了すると。その後、処分が決まるまでの間は弁護人がいない状態になるので、その被疑者を引き続き支援するために無償で私選弁護人になると。これを想定している規定だと思う。

私もそういう活動は賛成であるが、職務基本規程の49条2項を見ると、弁護士は、前項の事件、前項の事件というのは、国選弁護人に選任された事件について、その事件の私選弁護人に選任するように働きかけてはならないと、こういう規定があって、その職務基本規程第3版の145ページの解説を見ると、報酬を受け取らないという約束をしたからといって、この規制を免れるものではないと、こう書いてある。これは、多分、国選弁護人であった者ということとは対象にしていないということが当然の前提になっていると思うけれども、文理上そこがは

つきりしない。同じ第3版の同じページの最後のほうを読むと、一審の国選弁護人が控訴審の私選弁護人になることができるのかと。これは、大阪弁護士会の規定を引き合いに両説あるんだと、こういう解説をしているので、今私が指摘した被疑者国選が処分保留釈放で終了した後に、手弁当でやるよということがこの職務基本規程49条2項に抵触しないと、多分そういう前提で今回の改正案はできているんだろうと思うのだけれども、ぜひそこを職務基本規程のその部分を書き込むということを検討いただきたい。高い志を持って、そういう無償でやろうとしている人がちゅうちょしないように、そこは規定の見直しをよろしく願います。その前提で賛成である。」

菰田副会長 「御指摘、会員が心配なく活動できるように、解説を変える程度でも対応できるのかなというふうにも思うが、どこまで必要か検討したいと思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第1号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、出席者の3分の2以上の賛成により可決された。

次に、第2号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

[第4号議案] 刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程制定の件

議長は、第4号議案「刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程制定の件」を議題に供した。

三木秀夫副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第4号議案の「刑事再審弁護活動に対する援助に関する規程制定の件」について説明させていただく。御審議いただく規程案は、議案書の44ページ、その提案理由は45ページからとなる。

本議案は、えん罪被害者の救済のために刑事再審弁護活動を行う弁護士等を対象として、そ

の活動に対して援助金を支給する援助制度の創設を提案するものである。この援助制度は、刑事再審請求事件の弁護人である会員に対し、援助金、そして専門家の意見書作成費用等の実費を支給することにより、再審弁護活動の更なる充実、活性化を図ることで刑事再審請求事件における実質的弁護人選任権を保障し、もって再審請求をする者の権利擁護に資することを目的として策定したものである。本援助制度は、将来的に国費による国選弁護制度化を目指すための礎となるものと考えている。

なお、本制度案の取りまとめの過程において、全弁護士会及び関連委員会に対して意見照会を実施した。回答の得られた弁護士会及び多くの関連委員会からは、本制度創設の方向性についての賛成意見が示され、特に反対意見はなかった。

ただし、制度の具体的内容や援助金の額等について、更なる拡充・増額を求める意見が多く見られたこともあり、その点については、財務的観点とのバランスも考え合わせながら、一定の増額をして本援助制度の提案に至った次第である。本援助は、当連合会が対象者本人に対してではなく、直接に弁護人に支払うものであること、手続等も当連合会が直接に申込みを受けて処理することとしている。

本日、審議していただく規程案を説明する。議案書44ページを御覧いただきたい。まず、第1条は、先ほど述べた目的を記載したものである。第2条は、援助の範囲として、第1号として死刑再審弁護活動に対する援助、第2号として第1号以外すなわち死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助について当連合会が行うことを定めている。なお、援助申込みの時点で死刑判決確定者が既に死亡している場合は、第1号の対象から除き、第2号の対象とすることとしている。

第3条は、実施援助の内容、援助金の支出基準、実施援助の要件、手続その他必要な事項について、規則に委任することを定めたものである。具体的には、第1号については、死刑再審弁護活動に対する援助に関する規則、第2号については、死刑再審以外の刑事再審弁護活動に対する援助に関する規則を別に定めることとしているものである。

本日の審議対象は、この議案書44ページ記載の規程についてであるが、参考として規程第2条第1号の規則については議案書49ページにある参考資料1として、同条第2号の規則については議案書53ページに参考資料2として載せている。本制度の詳しい内容の説明に入る前に、本制度策定に至った経緯について、簡単に説明を申し上げたいと思う。

誤判によるえん罪被害は正に重大な人権侵害であり、えん罪被害者の一刻も早い救済が必要であることから、当連合会は、1959年に支援を開始した徳島事件以来、これまでに36件の再審事件を支援してきた。そのうち、免田事件、財田川事件、松山事件及び島田事件の4件の死刑事件を含む18件については、再審無罪の判決が確定したものである。当連合会が支援し、本年3月に再審開始が確定して再審が始まった袴田事件については、現在再審公判が進んでいるところである。

その過程で、当連合会としては、再審法の改正並びに死刑問題についても取り組み、再審法改正については、1962年の定期総会決議を皮切りに複数回にわたっての人権擁護大会決議や宣言、そして定期総会決議を行うほか、複数の意見書を採択してきているところである。その詳細は、議案書45ページから46ページにかけて記載している。

そして、本年6月16日開催の定期総会においては、えん罪被害者の迅速な救済を可能とするため、再審法の速やかな改正を求める決議を採択し、再審法の改正を速やかに実現するため現在総力を挙げて取組を行っているところである。また、死刑問題についても、議案書45ページから46ページにあるように、多くの取組をしているところである。

このように、当連合会としては、死刑確定者については、再審支援の重要性と切迫性に鑑み、そのほかの再審についても、弁護活動をする会員に対する援助をすることで、実質的弁護人選任権を保障し、再審請求者の権利擁護に資するものとして本制度を策定するに至った次第である。

以下、二つの再審援助制度についての概略を説明させていただく。まず、死刑再審弁護活動援助についてであるが、議案書49ページの参考資料1を御覧いただきたい。対象になるのは、死刑判決確定者の再審請求を既に行い、又はその準備を行う者の弁護人又は弁護人となろうとする者の死刑再審弁護活動で、再審請求審、即時抗告審及び特別抗告審を含む一連の死刑再審請求事件における弁護活動に対してであり、再審請求の準備中の場合を含むこととしている。

援助の内容は、議案書の52ページにある別表を御覧いただきたい。この別表に記載のとおりである。まず、費用に対する援助金としては、基準額を2万円とし、費用にかかる疎明資料を提出した場合は、5万円を上限とする実費としている。また、これ以外に通訳又は翻訳が必要な場合は、その費用として20万円を上限に別途加算する。さらに、医師その他の専門家に意見書等の作成を依頼する際の実費については、30万円を別途加算することとする。

次に、弁護活動に対する援助金については、基準額を22万円とし、被援助者である弁護人が代表弁護士のみの場合、つまり一人の場合は22万円、代表者弁護士を含めて二人の場合はその倍の44万円、代表者弁護士を含めて3人以上の場合は66万円としている。これが上限で、仮に4名以上になっても、66万円を超える金額の支払はないという設計をしている。弁護人等が複数となる場合は、代表者1名が申込みをすることとし、申込みがあったときは審査を行い、要件に該当すると認めるときはこの別表に基づいた援助金を支出することとなる。なお、一定の場合には、減額することができることとしている。決定に不服がある申込者には、不服申立制度を設けているところである。

続いて、死刑再審以外の再審弁護活動援助についてであるが、議案書53ページの参考資料2を御覧いただきたい。対象となるのは、死刑再審の場合とほぼ同じである。再審請求を既に行い、又はその準備を行う者の弁護人又は弁護人となろうとする者に対してであり、再審請求の準備中の場合を含むこととしている。

援助の内容については、議案書56ページにある別表第1を御覧いただきたい。別表第1のとおりであるが、援助項目と金額は、死刑再審の場合と同じ内容となっている。

なお、援助について、死刑再審援助の場合と違っている点が4点あるので、その点を説明させていただく。まず、一つ目の違いは、資力基準の定めがある点である。死刑再審以外の再審弁護については、53ページを御覧いただくと、規則の第4条1項本文において、対象者が別表第2に定める資力基準を満たし、弁護人選任費用を自ら支弁できない場合であることを要件として明記をしている。

議案書57ページにある別表第2に戻って御覧いただきたい。対象者の現預金その他の流動資産の合計が300万円未満であることとしている。ただし、一定の事情によって生計が困難と認められる場合は、その例外としている。

2点目の違いは、援助要件に関して、53ページにある規則第4条1項1号において、再審請求を行った者については、死刑再審の場合と同じ定めを置いているが、第2号において、再審請求の準備を行う者については、死刑再審の場合より狭くしており、第2号のイは、死刑再審弁護と同じであるが、この要件に加えて、更に第2号のロとして、当該弁護人等が受任をする必要性及び相当性が認められること、この要件を一つ付け加えている。この点で死刑再審援助より少し狭くなっている。

3点目の違う点は、件数制限である。規則第5条2項において、本会が特に必要と認める場合を除き、同一の弁護士等につき、合計して1年当たり5件を超えてすることができない。つまり、1年間につき5件まで、という要件を定めている。

最後に、4点目の違いは、複数弁護人制限に関してである。規則第6条において、申込者から複数の弁護士によらなければ対応することが困難である旨の申出があったとき、審査において複数の弁護士による受任が相当であると認められるときに限って、これを認めると入れている。

以上、4点が死刑再審援助の場合と異なる点である。なお、本援助制度における援助金の額、つまり一人につき22万円などの費用等の金額設定に至った根拠を申し上げる。これは、既存の法律援助事業のうち、通常の裁判手続の援助、特に参考値としたのが難民認定に関する法律援助事業の訴訟代理や子どもに対する法律援助事業の子どもの手続代理人の援助等における援助費用がこの金額であり、それを参考として今回定めたものである。なお、支出の財源については、一般会計から事業費として支出することとしている。

最後に、この制度による支出予測について、説明する。議案書58ページの参考資料3にある再審弁護援助費用に関するシミュレーションを御覧いただきたい。このページの上の表は、本制度開始以後の利用申込件数の予測をしたものである。この中の死刑再審弁護援助においては、本年8月末日時点における死刑確定者が108名であることを基に、初年度は、ある程度まとまった数の利用申込みが出ると見込んで6割の60名とした。これ以降は、新たに死刑判

決確定者が激増することが考え難いため、初動期を除けば、20件、15件、5件、5件というような推移を予測しているところである。また、通訳費用等は、外国人死刑確定者が6名であることから、初年度は最大の6件と想定し、以降は念のため2件ずつとしているところである。

次に、死刑再審以外の再審については、司法統計年報における再審事件数や当連合会に再審支援を求めてきたもののうち、代理人弁護士が付いていた件数などから、既存の日弁連再審支援事件が7件であることも参考として、現時点では初年度については、年間40件、その後は、1年当たり30件として想定をしている。

これに対する支出総額の予測については、58ページの下の段の左から2列目にある1件当たりの最大援助額という箇所を御覧いただきたい。死刑再審弁護もその他再審弁護も1件当たりの援助金は22万円の3名分の66万円、費用は上限5万円、通訳費用が20万円、専門家意見書のそれぞれの総額は30万円であるから、それぞれの合計は121万円となる。これに先ほどの毎年の申込件数予測数値をかけていくと、最大値が出てくるということになる。

死刑再審弁護ではこの表にあるように、初年度24年度は最大限が6180万円、25年度が2060万円、26年度は1555万円、27年度以降は545万円という推測となる。

次に、その他再審弁護については、24年度は最大限4840万円、25年度以降は3630万円という推測としている。こちらのほうは、今後利用実績が重ねられることで利用件数が増加する可能性も考えられるところであるが、この援助制度の申込者は、あくまでも弁護人であり、対象者本人からではないことを踏まえると、それほどの増加はないものと試算しているところである。

本援助制度は新たな制度の創設であるため、この推測値はあくまでも現時点での予測でしかないが、制度の開始後は、その状況を把握し、不断に検証を続けていきたいと考えているところである。

最後に、本規程は関連する規則の制定とともに2024年4月1日から施行するものとし、弁護人は同日以降から本援助制度を利用することが可能となる。

以上のとおり、本規程の制定及び本援助制度の創設を求める次第であるので、何とぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

八重樫和裕会員（旭川） 「私は、この刑事援助制度に賛成の立場からお話をさせていただきたいと思う。実は、この援助制度を制度設計するに当たり、そのチームの一員としてここに

関わってきたという立場がある。そして、もう一つは、現に、死刑確定者の再審事件を担っている弁護人の一人でもある。

この制度は、長年待ち望んでいた制度だと思う。刑事訴訟法の440条には、検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができるという明文がある。つまり、検察官以外の者が再審請求をする場合に弁護人が選任できるとし、弁護人選任権が明文で書かれているのであるが、これまで国も弁護士会も誰も手当てをしようとしなかった。これを作るいろいろなきっかけがあったと思う。理由書にも書かれているように、1980年代に、相次いで四つの死刑事件が再審で無罪になった。大事件だった。その10年の間に四つの死刑事件が、再審開始されて無罪になった。

そのときに死刑制度そのものがなぜ見直されなかったのか、あるいは、このような再審事件に弁護士が必要で、それに援助制度を作らなければならないということがなぜ盛り上がらなかったのかなと非常に残念だが、今日こうやってようやく提案されたということで、大変喜ばしいと思っている。

再審事件を担うのは大変である。頼まれても二の足を踏む弁護士が多いと思う。私も死刑の再審事件を頼まれたときに、これは関わると逃げられない。つまり、辞めると死刑が執行されてしまうかもしれないということで、そこに関わるかどうか、そこに逡巡する。それから全く費用が出ない。援助制度がないから、私選で受けるわけだが、いずれからもお金は出ないどころか、多くの時間と費用もこちらが負担してやっていかなければいけないというようなことで大変なわけである。

ただ、今回のこの制度で援助金が出るということで、そんな多くのお金ではないが、少しでも再審に関わる弁護士の足を踏み出す糧になったらいいかなと思っている。

今、約107名、108名の確定者がおり、そのうち56%の人が再審を申し立てている。いろいろな理由で再審を申し立てていると思うが、これらの人たちに対して、この制度が発効して援助できればいいなと思う。

そして、再審を担う弁護士に援助金が出るということで、やはり弁護士の一つの業務として、つまりペイされる業務として成り立って、そこに再審に飛び込んでくる弁護士が次々に現れればうれしいなと思っている。賛成の立場から意見を申し上げた。」

河井匡秀会員（東京） 「私は、刑事再審弁護活動に対する援助制度について、賛成する。えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。そして、再審は、えん罪被害者を救済する最終手段である。したがって、再審事件弁護の意義は、極めて大きいものがある。これまで日弁連が支援した18件の事件で再審無罪が確定している。今年2月に大阪高裁は、日野町事件で再審開始を認める決定を行い、3月には袴田事件で再審開始決定が確定し、10月から再審公判が始まっている。

しかし、再審事件弁護は、最も困難な弁護活動の一つである。最高裁の白鳥決定、財田川決定により再審の扉は大きく開かれたが、それでも再審事件弁護が非常に困難なものであることには変わりはなく、再審開始決定、再審無罪判決にたどり着くためには、極めて長い年月と労力がかかることが実情である。

私は、弁護士登録直後から名張毒ぶどう酒事件の弁護団に参加し、約26年にわたり弁護活動を行ってきた。しかし、私は名張事件弁護団ではいまだ若手の部類で、最も長い弁護人は40年以上もやっておられ、30年以上弁護人を務めておられる方も多数いる。

このようなことから、これまで再審事件弁護の担い手は限定されており、いわゆる手弁当と言われる弁護人のボランティア活動によって支えられてきた。日弁連の再審支援制度はあるが、再審支援決定のハードルは極めて高いものがある。

このように非常に意義があり、かつ、非常に困難な再審事件弁護を弁護人のボランティア活動によって担うことには限界があり、日弁連が再審事件弁護の費用を広く援助することは、非常に重要かつ必要なことであると考えます。本制度が実現すれば、再審事件弁護を担う弁護人の裾野の広がり、底上げが期待でき、埋もれているえん罪事件を救済する可能性が高まる。とりわけ死刑再審事件、これは、私が担当している名張事件、現在再審公判が行われている袴田事件がそうであるが、この弁護活動については、誤判による死刑執行を阻止するために極めて重要なものであり、死刑再審事件の弁護は、通常の再審事件以上に困難性を伴うことから、より一層援助の必要性と重要性が認められる。

以上のことから、本制度に賛成する。一点だけ補足させていただきたい。本制度の援助金の金額は、再審事件弁護の現状からすれば、あまりにも低額であるということは御留意いただきたいと思う。例えば、名張事件の第7次再審請求は、2002年の4月に再審請求をし、一度は再審開始決定を勝ち取りながら、その後に取り消され、最高裁の破棄差戻しを経て、差戻審で再び再審請求が棄却され、2013年の10月に終了した。11年以上にわたって第7次再審がかかった。

本制度によれば、これらを一連の弁護活動と捉えて、原則として22万円という援助が行われるということである。また、再審開始決定を勝ち取るためには、DNA鑑定や法医学鑑定といった科学鑑定が必要不可欠である。これらは、専門家に依頼して作るが、普通でも数十万円かかり、多いときでは100万円かかる。当然検察官は、これに対する反論の鑑定書を用意してくる。そのため、更にそれに対する再反論の鑑定を用意したり、補充が必要になる。

この援助制度は、金額が非常に低いということは、是非御理解いただきたいと思う。ただ、本制度は、再審事件弁護に対する日弁連の援助であるから、日弁連の予算、他の援助制度との均衡も考慮する必要があると、やむを得ないものと思う。しかし、再審事件弁護の困難性とそのためにかかる時間と労力は十分に御認識いただき、本制度の援助金の金額が再審事件の弁護費用の基準となることのないように、また、弁護士会の内外において、そのような誤解を与える

ことがないように、十分に御留意いただきたいと思う。また、日弁連の予算や他の援助制度との均衡で許容されるのであれば、今後更なる増額が検討されるべきであると思う。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第4号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

〔第5号議案〕 処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）中一部改正の件

議長は、第5号議案「処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）中一部改正の件」を議題に供した。

大多和暁副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第5号議案について、提案理由等を説明させていただく。初めに、第5号議案については、議案書掲載のものから、本日お席に配布した「第5号議案修正資料」記載のとおり、議案の一部を修正した上で、本日上程させていただく。この議案書の中に1枚入っており、「第5号議案修正資料」と書いてあるものである。

修正提案に至る事情は、10月理事会の際に、字句修正については執行部に一任いただき、議案として承認いただいたところ、その後、11月22日に成立し、現時点ではまだ未公布である最高裁判所規則で裁判官による処置請求の規定が設けられたことから、お送りした議案のうち「裁判所」という文言の後に、「(若しくは裁判官。以下同じ。)」という文言を追加するという修正をさせていただき、これを御提案させていただくものである。先ほどの第5号議案修正資料の裏に新旧対照表があるが、その上の改正案というところの網掛け部分の「(若しくは裁判官。以下同じ。)」というところを加えて提案させていただくという趣旨である。なお、11月理事会において、この修正を報告している。

さて、第5号議案は、刑事訴訟法等の改正に伴う処置請求に対する取扱規程の改正である。2023年5月10日に刑事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、同月17日に公布された。この改正案では、犯罪被害者等の情報を保護するための規定が整備され、刑事訴訟法に逮捕手続、勾留手続、起訴状、証拠開示等及び裁判書等における犯罪被害者等の個人特定事項に関する秘匿措置の規定が置かれた。改正法の秘匿措置では、例えば、犯罪被害者等の個人特定情報の記載がない起訴状、抄本を被告人に送達するなど、被告人に対して犯罪被害者等の個人

特定事項が知られることがないようにする措置を採りつつ、弁護人に対しては当該個人特定事項を被告人に知らせてはならない旨の条件を付し、又は被告人に知らせる時期若しくは方法を指定した上で犯罪被害者等の個人特定事項を含む情報を開示することなどが規定された。

そして、その付された条件に弁護人が違反したとき、若しくは時期、方法の指定に弁護人が従わなかったときに、裁判所又は検察官が当該弁護人である弁護士の所属する弁護士会又は当連合会に通知し、適当な処置を採るべきことを請求することができる旨のいわゆる処置請求の規定が設けられた。

また、改正法の公布を受けて最高裁判所の刑事訴訟規則及び少年審判規則においても、個人特定事項の秘匿措置に係る規定の改正が行われ、併せて処置請求に関する規定の改正がなされた。

以上のとおり、刑事訴訟法、刑事訴訟規則及び少年審判規則について、処置請求にかかる規定の改正がなされることから、これに対応するため当連合会においても、処置請求に対する取扱規程を改正するとしたものである。

改正の方法としては、従前の条文に新たな処置請求の規定に対応する条文番号を追加する方法も考えられるが、理事会における改正案審議の段階で刑事訴訟法、刑事訴訟規則及び少年審判規則の条文の制定時期が未確定であったこと、また、条文番号を引用する方法を採る場合は、今後も刑事訴訟法等に条文番号の変更等があるたびに本規程の改正のための総会を開催する必要があること、さらに、法律等の改正の施行時期によっては、当連合会の改正が間に合わなくなるおそれもあること、法や規則の中で処置請求に関する規定がいずれかであるかは明確であり、個別の条文番号を引用しなくても、本規程の適用範囲に疑義が生じないことなどから、条文番号引用という方法をやめて、個別の条文番号を削除することにより、刑事訴訟法、刑事訴訟規則及び少年審判規則に基づく処置請求が全て本規程の適用対象になるということを明確にするような形式に改めて提案するものである。

本議案の説明は、以上である。本日配布の修正資料掲載の議案につき、御審議のほどをよろしく願います。

議長は、本日修正された案を執行部の提案する原案と取り扱うことにつき議場に諮り、異議のないことを確認の上、修正案を原案として質疑に入る旨を宣した。

議長は、質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

武内更一会員（東京） 「私は、この議案について、反対する。本議案は、今年5月の刑訴法の改正に伴う処置請求に対する取扱規程の一部改正を内容とする議案である。私は、その刑訴法改正の過程における日弁連執行部の対応に大きな問題があったと考えるので、本議案には

反対する。

私は、昨年と今年の2年間、東京弁護士会の常議員を務めてきた。しかし、その間に本常議員会で、本件刑訴法改正について、正式に会員への情報提供も、また改正に対する意見についての議論する場も提供されなかった。今年7月の常議員会において、本件刑訴法改正が行われたということが事後に報告された。刑訴法のような基本法、特に刑事弁護活動に対する制約となる改正については、当然日弁連から弁護士会及び会員に対して情報提供及び意見照会が行われて、そして、東弁の場合は、常議員会において議論を行って意見を述べるということが通常だと考えるので、私は、東京弁護士会の執行部に、どうして常議員会の議題にしなかったのかということをお聞きした。それに対する東弁の執行部の説明は、日弁連から弁護士会に意見照会がなかったからだということであった。

そこで、東弁執行部に対して私は、どうして日弁連は弁護士会に対して意見照会を行わなかったのかと聞いたところ、それに対する東弁執行部の回答は、日弁連の関連委員会の中で意見がまとまらなかったの、意見照会しなかったということであった。

しかし、そもそも意見が対立した委員会というのは、刑事弁護センターと被害者委員会であったという説明であった。そして、その結果、日弁連として意見が出せなかったんだという、こういう話だった。しかし、重要法案について、特に本件のような刑事弁護活動を制約するような法改正については、日弁連が意見を言わなければ会員や被疑者、被告人の立場から意見を言う者はなくて、法務省提案の法案がそのまま成立する公算が大である。刑事弁護の制約になるような法改正や会員の権利義務に関わる法案について、日弁連が意見を言わずにスルーされるということは、日弁連執行部の会運営として極めて不適切であると考え。特に会内の関連委員会の間で意見が一致しないような場合は、逆にむしろ執行部は、広く会員や各地の弁護士会に情報提供を行い、会員の中でしっかり議論することが当然必要だと考える。そのために、日弁連は、弁護士会に意見照会を行い、会員の間でも広く議論を行うことが必要不可欠だと考える。

本議案は、既に行われてしまった刑訴法改正と、それに伴って規程を形式的変更をするという改正法であると思うが、こういうやり方は許容すべきではないと考える。執行部の会運営に対する重要な問題であると、今後このような執行部の対応をすることがないように、執行部に対して強く抗議すると。そして、批判する趣旨で本議案には反対する。」

遠藤憲一会員（東京） 「まず、この議案の基になっている改正刑訴法271条の7、これの要するに処置請求規定の新たな新設に反対しなかった日弁連執行部を弾劾するものである。そもそも処置請求というのは、裁判所、検察官による弁護活動への規制、抑圧である。こうした処置請求制度の強化に、日弁連は、この間一貫して無批判、無抵抗であった。そもそも2004年の司法改革前までは、改正前刑訴規則303条しか処置請求規定はなかった、それも弁

護活動による裁判の迅速な進行を妨げた場合に理由の説明を求めることができるというもの。そして、特に必要がある場合に処置請求できるという、非常にビョンド的な規定であったわけである。

これを2004年の刑事司法制度改悪、すなわち裁判員制度、公判前整理手続導入とともに、不当な訴訟指揮と闘う弁護人を恫喝し、実力で鎮圧するために処置請求制度を刑訴法上の制度に格上げした。あわせて、過料とか費用賠償の制度まで設けて強化したわけである。これが278条の2の5項、出廷在廷命令違反、295条1項、陳述尋問制限等違反、そして2016年改悪による295条4項、証人への特定事項尋問制限、299条の7、証人の氏名、住居の秘匿措置違反等である。それが更に被害者保護の名目で追加されたのが、今回の改正である。

このように警察、検察だけが情報を独占管理して、弁護人にはマスキングする。開示記録までマスキングが及ぶ。事件関係者の把握すら妨害されて、弁護活動にとって非常な制約になるわけである。武器対等という刑事訴訟の大原則は大きく破壊されてきている。にもかかわらず、この提案理由は、こうした改悪に対する危機感も問題意識も何もない。唯々諾々と敵の攻撃を受け入れる前提での取扱規程の改正と称するものである。条文番号の変更があるたびに、いちいち総会をやらなければならないなどというけれども、単なる番号の変更ではない。処置請求の規定が一つ追加されるたびに刑事弁護活動は一步後退を迫られるわけである。それは、すなわち日弁連の敗北の歴史である。条文を抹消して事足れりなどという姑息なことをせず、総会で一つ一つを徹底的に議論するのは当たり前のことである。

今刑事裁判のIT化が進められようとしている。来年には法制化される。起訴状を始め刑事記録までみんなデータ化される。そして、証拠開示がデータ開示にされる。そうなってくると、セキュリティ強化、あるいは情報流出防止の名目でこれまでの紙媒体を前提とした今回のような処置請求制度は、またしても大幅に増強されるのは必至である。そのような改悪を丸ごと追認、包括的に受け入れることになるのが、この議案である。絶対に反対である。」

吉田哲也会員（東京） 「私も反対の立場から意見を申し上げたいと思う。まず、提案理由のところを見ると、提案の趣旨の右から3行目に、犯罪被害者等という記載がある。この改正、改正と言いたくない、改悪された刑事訴訟法の条文を子細に検討すれば分かるように、これは犯罪被害者の氏名だけを伏せるものではない。271条の2、その1項の2号を見れば、犯罪被害者でなくても、さらに、性犯罪等でもなくて、場合によってはこれは起訴状から人物の名前を秘匿することができる。そのような規定になっている。犯罪被害者等と言うが、犯罪被害者を抜いた等のほうがより大事な場合というものが刑事弁護では考えられるはずである。

さらに、提案の趣旨のところを続けて見ていくと、第2段落のところを御覧いただきたい。適当な処置という言葉が出てくる。適当な処置とは何か。これについて一切提案の理由について説明がない。適当な処置というのは、懲戒請求をも含むわけである。なぜそのことをはっき

り言わないのか。そのような懲戒請求にまで至るような形で弁護活動を掣肘しようとするような法律の改悪になぜ全会員に周知することなく、改正が済んでからこのような規定を会内の規程の改正で済まそうとするのか。非常に問題があると考え次第である。

さらに、先ほど、犯罪被害者だけではない、それ以外の人間も、すなわち証人足り得る者、あるいは関係者足り得る者も、秘匿の対象になると申し上げた。起訴状で秘匿されることになるわけである。従前の規定において、公判においても、そのような人間の氏名等を秘匿することができる290条の2及び3である。さらに、尋問が制限される295条である。検事の証拠開示においてもそれが制約される。それが起訴状において、個人特定情報といって犯罪被害者だけではない、第三者利害関係人の氏名が秘匿されたそのような場合も、やはり同様に検察官は開示証拠からその氏名等を抹消することができるようになる。これが今回の改正の内容である。

加えて、公判請求後の、公訴提起後の裁判所における記録の閲覧、謄写、それについても制限は及ぶ。さらに、今回の改正によって、裁判所における証拠物、証拠等だけではなく、裁判所公判調書にまでそのような制限、すなわち氏名の秘匿が及ぶことになっている。さらに、この提案の趣旨を見ると、弁護人に対して被告人に教えてはならない、あるいは教える時期等を指定するなど書いてあるが、そもそも弁護人に対しても当該第三者、犯罪被害者を含む第三者の氏名等の情報を秘匿できると、はっきり改正された条文には書いている。

なぜそのようなことを事前に言わずにこのような会内規程だけで済まそうとするのか。しかも会内規程の処置請求とは一体何なのか、一切不明である。懲戒手続まで進むのもって刑事弁護人の弁護活動を掣肘する、そのようなものを唯々諾々とのみ、そのようなことには私は非常に承服し難いものがある。

さらに、先ほど口頭で説明があった、まだ未公布である刑事訴訟規則において、裁判所だけではなく、裁判官もが処置請求の主体になると聞いているので、急遽修正したと。まだ内容すら分かっていない。

唯々諾々となぜそのようなことができるのか、私は全く理解できない。提案の趣旨の右から4行目を見ると、勾留手続というものが出てくる。恐らく第1回公判までの勾留手続に関しては、これは裁判官が主体となるから、起訴状と同様に勾留状の謄本においても秘匿がなされるものではないかと予想される。

本日の総会において第1号議案から第3号議案において、国選弁護人で奮闘しておられる先生のための議案が可決された。第4号議案においては、再審に関する規程の新設が可決された。この今回の起訴状における秘匿の措置、これは弁護人だけではない。被告人が後から見るときにも当然及ぶ。そのとき被告人にも教えてくれない。場合によっては弁護人にだって教えてくれない。そのようなことで現在奮闘されている国選弁護人の先生、例えば勾留状の謄本にまで秘匿が及んだ場合、被疑者段階で奮闘される国選の先生はどうやって弁護をすればいいのか。

あるいは後になって被告人だった人が再審を請求しようとする場合、記録の閲覧、裁判書、公判調書まで秘匿された場合にどれだけ現実的な再審に向けた活動ができるのか。

本日、この議案の前に可決された第1号議案から第4号議案までの趣旨とも、この第5号議案の基となる刑事訴訟法の改悪は、全く矛盾するものであると考える次第である。」

江藤洋一会員（第一東京） 「私は、この規程の制定以来関わってきたので、賛成の立場から意見を申し述べさせていただく。

この規程制定時に先ほど来、反対意見にあったような意見が出てきたことはそのとおりである。私も心情的には共感する部分がある。ただ、これは、当時の司法改革、特に刑事司法改革、当番弁護士の公費化も含め、そうした刑事訴訟法改正とセットになってやむなく受け入れざるを得なかった規程という性質があったように理解をしている。この規程を諸手を挙げて賛成だという弁護士さんは恐らくいないだろうと思う。ただ、どうしても必要だと、避けて通れないということで成立した規程ということであると、こう認識している。

先ほど来の意見もほとんどがその成立時のことを問題にされている。あるいは今回の手続を問題にされている。しかし、この実体、中身を見てみると、条文の形式的な改正という点を除くと、主に被害者支援ということになるかと思う。これは、私の私見であるが、刑事事件に関わる弁護士としては、被疑者・被告人の支援と被害者の支援というのは車の両輪であるという認識を持っている。そのため、この両輪をうまく回すためには、今回の改正も必要であろうという認識を持っている。

この処置請求について、裁判所から2件申立てがあり、日弁連が処置しない旨の決定をした例がある。その上で、この規程においては、裁判所や検察官に物申すことができると、こういうふうになっている。この辺りも、皆さん方御賢察いただければと考えるところである。

以上、諸々を含めてこの改正に賛成する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第5号議案について採決が行われ、挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

議長は、全ての議事の終了を宣した。

小林会長から次のとおり挨拶があった。

今日は皆様この会場にお集まりいただき、あるいはオンラインで視聴していただいた皆様、

本当に感謝申し上げる。冒頭の御意見を含めて、活発な御意見も頂いた。取りまとめいただいた和田議長、小門副議長、湊副議長には御礼を申し上げたい。

今日の議案の大きなテーマというか、何が問われているのか。7項目の刑事弁護活動の支援、これを我々の会費で、特別会費で支援をしていこう。もう一つ刑事の再審弁護活動の援助も同じである。これらは、刑事の再審についても国選弁護人として海外では国費で賄っている例が多くある。今の被疑者・被告人弁護と同じように、国費でやはりきっちりと弁護活動を賄っていくと、これは必要である。それから、7項目の刑事弁護活動の支援についてもそうである。記録謄写の問題、少年付添の問題、遠隔地の問題、様々な課題、これはいずれにしても、国費をもって賄わなければいけないプロセスの過程での日弁連のやむを得ない措置であると思う。そういう意味で、こういった活動を更に充実をさせて次のステップに向かわなければいけない、そういうふうに考えている。

日弁連の今向き合っている課題は本当にたくさんある。法テラスの改革・改善、民事司法改革、法曹の志望者増の問題あるいは男女共同参画を含むダイバーシティ&インクルージョンの課題、谷間世代の支援、死刑廃止を含む刑罰制度の改革の問題、憲法と人権の課題である。それから、懲戒請求を含む課題にやはり向き合わなければいけない。本来は今日の臨時総会はこれで盛り上がるはずだった。これは、執行部が、皆様のいろんな課題があるということで様々な御意見があった。

しかし、冒頭申し上げたように、懲戒問題を含むこういった課題にやはりしっかり向き合っていかなければいけない。大量懲戒請求もある。弁護士の業務妨害的な懲戒請求もある。若い方は、これに悩んで弁護士のバッジを外したという方も一杯いる。やはり弁護士活動をするに当たって懲戒請求がいろんなところから出てきたりする。そういうときにやはり弁護士はなかなか難しいなということで若い方がリタイアされる。そんなことはあってはいけないと思う。

そういった課題に対応するためには、懲戒を不開始にする、あるいは簡易に却下して速やかに結論を出していく。そういう意味での弁護士を守るということも大変重要なことだと思う。費用を懲戒請求に当たって2000円とか2500円要るわけで、そのうちの僅かでも請求者に御負担いただけないのかと。訴状の場合でも印紙代、郵券だって負担をしていただいているわけである。それと平行に考えて国民の理解を得て、そういった請求の費用の実費の一部を負担できないか、そういう課題の問題提起をさせていただいた。

しかし、いろいろ御意見もある。これは、改めて各弁護士会が制度設計をしなければいけない課題の中で意見が割れるときに、日弁連でこうやろうと言っても、やはりその実効的な制度措置は難しいと思う。そういう意味で今回はあえて外させていただいたが、冒頭申し上げたように、弁護士の不祥事と平行に対局にある弁護士が、いろんな懲戒請求によって業務妨害に悩んで弁護士バッジを外さなければいけないということは、あってはならないと思うので、こういった問題に速やかに対応していくために、懲戒問題に対してしっかり向き合って我々も

考えていく必要があるのではなか。

そういったことから、是非弁護士会でも今後の検討をお願いしたいと思う。2022年の2月、私は選挙によって会長に選ばれた。そのときに私はポスターにこう書いた。対話と団結、そして確かな実現力と、そういうふうにした。今残された任期、もうあと僅か3か月余りである。今、私が公約として掲げた10項目のうちどこまで実現できたのか。どこが実現されていなくて、次に引き継がなければいけないのか。その検証を今しているところであるし、私のこの任期の間でできることは、何とか道筋を付けたいということを考えながら、15人の副会長、7人の事務次長、そして全国の会長である理事の皆様方と全力でこれに向き合って実現をしていきたいと考えているところである。

今日見ると、本当にこれまで弁護士会、日弁連を支えてこられた枢要な方々がここにお集まりいただいている。そういう意味で日弁連は、会員のため、そして日弁連に期待をする社会のために、その負託に応えていくことが我々の責任であると思う。そういう意味で崇高な使命を負っている我々弁護士・弁護士会が、その社会と会員の負託に応えながら頑張っていかなければいけない。また、そのために残された任期も全力で頑張っていきたいと考えているので、どうぞ皆様方の変わらぬ御支援と御理解を賜り、あと数か月ではあるが、よろしくお願ひしたいと思ひ、私の、こうして対面での御挨拶は最後になるが、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひ。

議長が散会を宣し、臨時総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 矢野亜紀子 中村裕也)